## 株主各位

東京都港区六本木七丁目3番7号 東亜道路工業株式会社 取締役社長 森 下 協 一

## 第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2019年6月26日(水曜日)午後5時30分迄に到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の方法につきましては、56ページから57ページに記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

敬具

記

- 1. **日 時** 2019年6月27日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区六本木七丁目3番7号 当社本社7階会議室
- 3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第113期(自2018年4月1日至2019年3月31日)事業報告、 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監 査結果報告の件
    - 第113期(自2018年4月1日 至2019年3月31日)計算書類報告の件

## 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください ますようお願い申しあげます。

(お知らせ) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合には、修正 後の事項を当社ホームページ (https://www.toadoro.co.jp) に掲載させていただきます。

#### (添付書類)

## 事 業 報 告

(自 2018年4月1日) (至 2019年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、景気は全般的に緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループの主要事業であります道路建設業界におきましては、民間設備投資が増加しているものの、受注競争の激化や労務需給、原材料価格等の動向に注意を要するなど、経営環境は引き続き厳しい状況のもと推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループは受注機会の増大のため、グループ全体の総合力の強化に取組み、当連結会計年度の受注高は111,930百万円(前期比7.2%増)、売上高は103,676百万円(同比5.6%増)となりました。

一方、損益につきましては、営業利益は3,653百万円 (同比15.1%減)となり、経常利益は3,728百万円 (同比10.9%減)となりました。また、独占禁止法関連損失引当金繰入額2,475百万円を特別損失に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は231百万円 (前連結会計年度は2,518百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)と大変厳しい結果となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

事業部門別 受注高・売上高・繰越高

(単位:百万円)

	部		門		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建	舗	装	I.	事	23, 436	57, 569	53, 527	27, 477
設事	土	木	I.	事	4, 665	18, 749	14, 536	8, 878
業		計			28, 102	76, 318	68, 064	36, 356
製	造販売	• 環境	事	業等	_	35, 611	35, 611	_
	合		計		28, 102	111, 930	103, 676	36, 356

#### (建設事業)

当連結会計年度の受注高は76,318百万円(前期比9.1%増)となりました。また、 完成工事高は68,064百万円(同比6.8%増)となり、次期繰越高は36,356百万円(同 比29.4%増)となりました。

#### 当連結会計年度の主な受注工事

受 注 先	工 事 名	工	事場	所
国土交通省	国道45号宫古北地区舗装工事	岩	手	県
防衛省	入間(30)東町地区(2工区)整備土木工事	埼	玉	県
中日本高速道路㈱	新東名高速道路新静岡ICから藤枝岡部IC間6車線化工事	静	畄	県
徳島市役所	徳島市陸上競技場フィールド・トラック改修工事	徳	島	県
(公財)東京オリンピ ック・パラリンピッ ク競技大会組織委員 会	伊豆自転車競技会場整備工事4(既存建築物解体)	静	岡	県
学校法人駒澤大学	駒澤大学祖師谷寮・野球場再整備事業 第4期工事	東	京	都
近畿日本鉄道㈱	生駒山上遊園地屋外型遊戯施設整備工事(その2)	奈	良	県

#### 当連結会計年度の主な完成工事

受 注 先	工 事 名	I	事場所	沂
国土交通省	中部横断自動車道舗装11工事	長	野	県
国土交通省	今泉地区道路舗装工事	岩	手	県
国土交通省	二十一浜地区舗装工事	宮	城	県
国土交通省	平成29年度 福岡空港滑走路増設誘導路新設外改良工事	福	岡	県
西日本高速道路㈱	九州自動車道 嘉島JCT-松橋IC間舗装震災復旧工事	熊	本	県
関西エアポート㈱	大阪国際空港アクセス道路改良工事	大	阪	府
首都高速道路㈱	(高負)YK41工区他高架下舗装他工事	神	奈 川	県

### (製造販売・環境事業等)

当連結会計年度の売上高は35,611百万円(前期比3.3%増)となりました。

## (2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は3,414百万円で、主に製品・合材製造設備及び舗装機械等における合理化、若しくは能力増強を目的とした設備投資に係るものです。

## (3) 重要な資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後の経済環境の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善が続くなかで 各種政策の効果もあって緩やかな回復基調が続くと期待される一方で、通商問題 の動向や海外経済の不確実性から下振れリスクは依然大きく、また、道路建設業 界におきましては、企業間の熾烈な受注競争、原材料価格や人件費の上昇に伴う コストの増加懸念に注意を要するなど、当社グループを取り巻く環境は、引き続 き厳しい状況が続くものと予想されます。 このような環境のなか、当社グループ全部門の情報共有や外部との交流・ノウハウを取り入れて自社独自の工法や製品の確立を目指し、高い技術力、豊富な工法、高い製品開発力を駆使することにより、提案力、営業力を高め受注確保につなげます。さらにはグループ内の連携強化、並びに地域戦略を明確にし、グループ全体の総合力の向上に取り組んでまいります。併せて、環境の変化に即応できる柔軟な経営体質の構築や適正な経営資源の配分、さらにリスク管理能力を高めることにより、持続的な収益力の強化に全力を尽くしていく所存でございます。

また、働き方改革の取組みといたしまして、アクションプログラムや勤怠管理、ICTの活用によるi-Constructionの推進などにより、生産性の向上と業務の効率化を図り、従業員満足度の向上を目指すことを、当社グループー丸となって取り組んでまいります。

当社は、2017年2月28日に全国におけるアスファルト合材の販売価格に関する独占禁止法違反の疑いで、公正取引委員会の立入検査を受けております。また、2018年5月29日には改質アスファルトの販売価格に関する独占禁止法違反の疑いで、公正取引委員会の立入検査を受けております。

当社といたしましては、かかる事態を厳粛かつ真摯に受け止め、関係当局による調査等に対する全面的な協力を継続するとともに、独占禁止法その他の関連法令及び企業倫理を遵守した事業活動の推進に向け、全力をあげて取り組み、すべてのステークホルダーに信頼される企業を目指し、より一層コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

	区	分		第110期 2015年度	第111期 2016年度	第112期 2017年度	第113期 (当連結会計年度) 2018年度
受	注	高	百万円	106, 389	92, 807	104, 460	111, 930
売	上	高	百万円	96, 586	99, 849	98, 218	103, 676
営	業利	益	百万円	5, 487	5, 325	4, 300	3, 653
経	常利	益	百万円	5, 412	5, 260	4, 184	3, 728
当	社株主に帰属 期 純 利 当期純損失	益	百万円	3, 139	2, 987	2, 518	△231
	当たり当期純当期純損失		円	61.89	58.90	496. 68	△45. 67
総	資	産	百万円	81, 193	79, 998	89, 426	89, 813
純	資	産	百万円	35, 008	37, 897	40, 375	40, 537

- (注) 1. 第112期の1株当たり当期純利益につきましては、2017年10月1日付で普通株式10株を1 株に併合いたしましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。
  - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) 等を当連結会計年度の期首から適用しており、第112期に係る数値については、当該会計基 準等を遡って適用した後の数値となっております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

当社の子会社は、㈱アスカ、㈱東亜利根ボーリング等25社でありますが、 重要な子会社はありません。

当社の連結子会社は23社、持分法適用関連会社は1社で、24社の連結となっております。なお、ほかに非連結子会社が2社、持分法非適用関連会社が1社あります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

## (7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

#### (8) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社25社並びに関連会社2社で構成されており、建設事業を中核に、関連する建設材料の製造販売・環境事業等を主たる事業内容としております。

当社グループの事業に係わる位置づけ及び事業のセグメントは、以下のとおりであります。

建設事業 舗装工事、スポーツ施設工事、造園工事、地盤改良工事、河川 改修工事、特殊浚渫埋立工事等の土木工事、建築物の解体工事、 コンサルタント業務等

建設材料等の製造販売事業・環境事業等

アスファルト乳剤、改質アスファルト、アスファルト合材、リサイクル骨材、砕石等の製造・販売、建設廃棄物の中間処理、 汚染土壌の調査・浄化処理等

#### (9) 主要な営業所及び工場

① 当社

本 社 東京都港区六本木七丁目3番7号

支 社 北海道支社(札幌市) 東北支社(仙台市)

関東支社(東京都港区) 中部支社(名古屋市) 関西支社(大阪市) 中四国支社(広島市)

九州支社(福岡市)

支 店 宮城支店(仙台市) 北陸支店(新潟市)

東京支店(東京都墨田区) 横浜支店(横浜市) 千葉支店(千葉市) 茨城支店(つくば市) 北関東支店(川越市) 名古屋支店(名古屋市)

四国支店(西条市)

営業所 札幌営業所 岩手営業所 下越営業所 多摩営業所 兵庫営業所 広島営業所 福岡営業所 熊本営業所等 全国40営業所

エ 場 アスファルト乳剤工場 横浜工場等 全国24工場 アスファルト合材工場 鹿嶋合材工場等 全国45工場

技術研究所(つくば市)

② 子会社

㈱アスカ (東京都港区)、㈱東亜利根ボーリング (東京都港区) 等25社

## (10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数		前期末比増減	
	1, 55	53		名	増21	名

## ② 当社の従業員の状況

	従業	業 員	数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	性		名 921	<sup>名</sup> 減 1	才 45. 6	年 20.9
女	性		53	増 9	42. 9	16.8
計	計又は平均		974	増 8	45. 4	20. 6

## (11) 主要な借入先及び借入額

		借		入		先			借	入	額
株	式	会	社		横	浜	銀	行		2, 729	百万円
株	式	会	社	ŋ	そ	な	銀	行		2, 240	
株	式	会 社	: <b>Ξ</b>	ŧ	丰 信	<b></b> 友	銀	行		1, 329	
株	式	会 社	三	菱	U	F J	銀	行		708	
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行		546	

# (12) 企業集団の現況に関するその他の重要な事項 該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

19, 104, 200株

(2) 発行済株式の総数

5,068,415株(自己株式151,608株を除く)

(3) 株 主 数

4,778名(前期末比 86名増)

### (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	千株 564	11. 13
株式会社横浜銀行	240	4. 75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	228	4. 51
株式会社三井住友銀行	207	4. 09
東亜道路取引先持株会	149	2. 96
GOLDMAN, SACHS& CO. REG	149	2. 96
BANK JULIUS BAER HK FAO KOICHIRO YAMADA AC77021567-01	140	2. 76
東亜道路従業員持株会	138	2.74
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	124	2. 45
株式会社りそな銀行	120	2. 37
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	120	2. 37

<sup>(</sup>注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社に	おける	5地位		H	15	4	<u>Z</u>	担当及び重要な兼職の状況
※取 約	締役	社 長	: #	朱	下	協	1	内部統制委員会委員長、コンプライアンス委員会委員長、 監査室担当、経営企画室担当
※取	締	衫	<u> </u>	屈之	内		悟	技術本部長、関係事業本部長、 労働時間等設定改善委員会委員長
取	締	衫	1	ケ	内	良	彦	CSR推進本部担当、製品事業本部担当、管理本部長、 J-SOX委員会委員長、コンプライアンス担当
取	締	衫	: <b>†</b>	约	崎	匡	孝	営業本部担当、関東支社長
取	締	衫	i è	戋	井	敏	夫	工務本部長、安全環境品質本部長、土木部長、建築部長、 中央安全衛生委員会委員長、省エネ推進委員会委員長
取	締	衫	: 7	訢	野	憲	$\ddot{-}$	
取	締	衫	: 7	与	田	敏	明	弁護士、日本食塩製造株式会社 社外取締役
常剪	勤監	査 衫	. ₹	<del>*</del>		信	_	ケイヒン株式会社 社外監査役
常剪	勤監	査 衫	<u> </u>	纾	田	雅	之	
監	查	衫	<b>†</b>	申		洋	明	弁護士

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
  - 2. 取締役髙野憲二氏、高田敏明氏は、社外取締役であります。
  - 3. 常勤監査役森 信一氏、監査役神 洋明氏は、社外監査役であります。
  - 4. 常勤監査役野田雅之氏は、1982年から2016年までの期間、当社の経理業務を含む管理部門 を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
  - 5. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
    - (1) 就任 (2018年6月28日)
      - 取締役 杉崎匡孝 取締役 高田敏明
    - (2) 退任 (2018年6月28日)
      - 取締役 丸尾和廣
  - 6. 社外取締役2名、社外監査役2名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役髙野憲二氏、高田敏明氏、常勤監査役森信一氏、野田雅之氏及び 監査役神洋明氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約 を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となり ます。

#### (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給	人員	支	給 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	(	8名 2名)	(	123百万円 12百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	(	3名 2名)	(	43百万円 25百万円)

(注) 1. 株主総会決議による役員報酬限度額

(使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。)

取締役分:年額200百万円 監査役分:年額60百万円

2. 2019年3月末日現在の支給人員は取締役7名、監査役3名です。上記支給人員と相違しているのは、2018年6月28日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでいるためであります。

#### (4) 社外役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

氏			名		兼	任	先	及	Ü	兼	任	内	容	
髙	野	憲	二	-										
高	i田	敏	明	弁護士、	日本食	塩製造	b株式:	会社	社外]	取締役	ţ			
森	ŧ	信	_	ケイヒン	株式会	社 社	上外監	查役						
神	1	洋	明	弁護士										

(注) 当社と社外取締役 高田敏明氏が社外取締役として就任している日本食塩製造株式会社、及び 社外監査役 森 信一氏が社外監査役として就任しているケイヒン株式会社とは、取引関係は ありません。

## 社外役員の主な活動状況

氏			名	地	位	主	な	活	動	状	況	
髙	野	憲	1	社 外 ]	取締役	当期開催の取 者の観点から ります。						
高	田	敏	明	社 外 ]	取締役	社外取締役就 に弁護士とし 発言を適宜行	ての専門	的見地が				
森		信	_	社 外!	監査役	当期開催の取回に出席し、 ります。						
神		洋	明	社 外!	監査役	当期開催の取回に出席し、 っております	主に弁護			3000 D		- 1

#### 4. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	51百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を 委託しておりません。

## (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任するほか、会計監査人の適格性、独立性を害するなど職務執行に支障があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針(内部統制システムに関する基本方針)を定めており、その内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

## (1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制

イ. 当社及びグループ会社の役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適

合することを確保するため、「倫理行動指針」「行動規範」を定めます。

- ロ. 当社は公正、透明、自由な競争を通じた企業活動を行うことを旨とし、企業倫理の徹底と法令遵守に努め、刑法、独占禁止法等の関連法令に違反することのないよう、「コンプライアンス規程」「独占禁止法遵守のための行動指針」の整備等により、体制の強化をはかります。
- ハ. 当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備や運用方針の策定を行います。
- ニ. 当社は、コンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化をはかります。
- ホ. 内部監査部門は、当社及びグループ会社に対し内部監査を実施します。
- へ. 経理部門は、経理規程等に基づき、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備します。
- ト. 当社は、「公益通報規程」を定め、コンプライアンス上疑義がある場合又は その恐れがある場合は、グループ会社を含む役員及び社員等が通報あるいは 相談する専用の窓口を設けます。なお、公益通報者保護法に基づき、通報者 に対し不利益な取り扱いはいたしません。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
  - イ. 当社及びグループ会社は、法令及び当社の「文書管理規程」に基づき、文書の適切な保存及び管理を行います。
  - ロ. 情報の管理については「情報システム管理規程」に基づき、適切な情報セキュリティ対策を講じます。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 当社は、「リスク管理基本方針」を定め、グループ会社を含めた各業務部門 でリスクの洗い出しを実施し、リスク発生の防止と発生後の軽減に努めます。
  - ロ. 当社は、「リスク管理規程」に基づき、社長を本部長とする「対策本部」を 組織し、リスクへの対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。
  - ハ. 安全衛生、環境面のリスクにおいては「中央安全衛生委員会」で総括的に 管理し、防止、予防、負荷の低減等に努めます。
  - 二. 内部監査部門は、法令、定款違反その他重大な損失の危険のある業務執行 行為を発見した場合は、「内部統制委員会」並びに監査役に報告するととも に、改善策の策定を求めることができるものとします。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 当社は、取締役会の監督機能の強化と効率的な運営を確保するため執行役 員制度を採用します。
  - ロ. 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営方針及び重要事項の決定並びに執行役員の業務執行の監督を行います。

- ハ. 当社は、業務執行取締役及び本社執行役員をメンバーとする「本社役員会」 を毎月1回開催し、取締役会に付議される事項、その他の重要な業務執行に 関する事項について審議します。
- 二. 当社は、「執行役員会」を年4回以上開催し、経営計画の執行状況に関する本社及び支社相互間の報告若しくは協議を行います。
- ⑤当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. グループ会社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、グループ内部統制の継続的な向上を図ります。
  - ロ. 当社は、グループ会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、適正かつ 効率的な運営に資するため、グループ会社各社の運営方針を策定します。
  - ハ. 当社は、グループ会社の経営内容を的確に把握するため、毎月、営業成績、 財務状況その他の重要な情報について関係資料の提出を求めます。
  - 二. 当社は「リスク管理基本方針」を定め、グループ会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体でリスクの把握、管理を行います。
  - ホ. 当社は、「公益通報規程」を定め、グループ会社を含めコンプライアンス体制の強化をはかります。
- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - イ. 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査室のスタッフをあてます。 監査室スタッフは、日常監査業務で知り得た重要な事項について監査役に報 告するものとします。
  - ロ. 監査室スタッフの人事(異動、評価等)については、人事担当役員と監査 役が事前に意見交換を行うものとします。
- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - イ. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従 う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底します。
- ⑧監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
  - イ. 監査役は、取締役会、本社役員会、執行役員会等に出席して、重要な意思 決定の過程及び業務執行状況を把握し、また稟議書や重要な文書を閲覧し、 必要に応じて、取締役又は使用人に説明を求めることができるものとします。
  - 口. 取締役社長と監査役との定期的会合を年2回実施して意見交換を行います。
  - ハ. 取締役は、法令違反及び経営に関する重要事項が発生した場合は、直ちに 監査役に報告するものとします。
  - 二. 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受け、経理 部門との情報交換を行うなど連携をはかります。

- ホ. グループ会社の役員及び使用人は、法令違反及び経営に関する重要事項が 発生した場合は、直ちに監査役に報告するものとします。
- へ. 当社は、グループ会社を含めた「公益通報規程」の定めにより、監査役に 情報が報告されるものとします。
- ⑨監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - イ. 当社は、監査役への報告を行った当社及びグループ会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、 その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。
- ⑩反社会的勢力排除に向けた体制
  - イ. 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度 で対応し、不当な要求には応じません。
  - ロ. 当社は、反社会的勢力の排除の方針を「倫理行動指針」「行動規範」に定め、当社及び当社グループ会社の役員及び使用人に周知をはかります。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役の職務の執行について

「取締役会規則」に基づき、取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項のほか、業務執行に関する重要な事項について意思決定を行うとともに、代表取締役及び業務執行取締役より業務の執行の状況についての報告を受け、取締役の職務の執行の監督を行っております。

- ②コンプライアンス体制とその運用における実効性の確保について
  - イ. コンプライアンス委員会

コンプライアンス経営を一層推進し、組織内に周知徹底するため、取締役 又は執行役員で構成する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、 取り組みを全社的な活動とするため、本社各セクションならびに支社に「コ ンプライアンス・リーダー」を配置しています。実効性あるコンプライアン ス経営の確立に向けたグループ全体のコンプライアンス整備や、事業活動に 応じたコンプライアンスリスクについての啓蒙を行うために、業務に関する 法令等を把握し、それらに関する研修の企画等を行っております。

また、法務・コンプライアンス部と連携してコンプライアンスに関する諸 問題の取組状況の確認、評価、改善指示を実施しております。

#### 口. CSR推進本部

「CSR経営」の基本原理である、コンプライアンス経営の強化及びリスク管理の推進、あるいはその体制作りのために、「CSR推進本部」を設置し、コンプライアンスの推進母体として事業本部から独立し、関連各部、コンプ

ライアンス委員会と連携の下、一体的かつ組織横断的に管理し、体制の強化 と再発防止策等の推進のための企画、立案、実施を行っております。

CSR推進本部には主に法令遵守を担当する法務・コンプライアンス部及 び企業倫理の遵守を担当する企業倫理推進室を設置しております。

#### ハ. 研修の充実と規程等の整備について

当社及び関連会社の、役員及び使用人に対しては、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの理解と意識の向上をはかっております。

研修等の啓蒙活動の充実と、コンプライアンスの目的や基本的な考え方を周知するため、「コンプライアンス規程」の改定や、独占禁止法遵守のための必携として「独占禁止法遵守のための行動指針」を制定するなど、マニュアルの整備に取り組んできましたが、法令遵守の徹底を図るための仕組みとして、営業活動における厳格な法令の遵守と業務の透明性確保を目的に、「営業接触ガイドライン」を策定し、併せて本ガイドラインの適正な運用に資する社内イントラネットを利用したツールを導入いたしました。また、これら施策を通して法務・コンプライアンス部に設置されている事前相談・報告の社内専用窓口と事業部門との連携を密とし、事前のリスクチェック体制を整備することにより、違反行為の未然防止に取組んでおります。

#### 二. 法務担当者による定期的な社内監査の実施

コンプライアンスへの取組みとしての社内体制の整備とその的確な運用の ほか、法務担当者及び監査室による事業所長及び営業担当者を対象とする、 法令遵守の観点を踏まえた定期的な内部監査を実施しています。その監査結 果や改善策については事業部門を含めて全社的に共有できるようにしており ます。

#### ③リスク管理について

「リスク管理基本方針」に基づき、経営上のリスク、コンプライアンスに関わるリスクの洗い出しを定期的に実施し、リスクの特定、対応策の策定、並びに達成すべき目標設定を行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、「リスク管理規程」に基づき、災害を想定した訓練も定期的に行っております。

### ④グループ管理体制について

グループ会社は、当社の「内部統制システムの基本方針」に基づき、グループ内部統制の継続的な向上をはかっております。

当社は、グループ会社を含めた社会的責任を「倫理行動指針」、「行動規範」に定めるとともに、「コンプライアンス規程」や「公益通報規程」等の諸規程の整備を進め、啓蒙活動としてコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、グループ全体のコンプライアンス体制の向上を図っております。

— 15 —

一方では「リスク管理基本方針」を定め、グループ全体でリスクの把握を行い、リスク管理の強化をはかっております。

また、当社はグループ会社の運営方針を策定するとともに、適時、経営内容を的確に把握するための情報について関係資料の提出を求め、経営上の重要な情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

#### ⑤公益通報者保護の体制

当社グループは、役員及び使用人等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正をはかり、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として「内部通報制度」を設け、通報を行った者に対する不利益な取扱いがないように適切な措置を執ることとなっております。なお、内部通報制度の充実の一環として、本制度の周知徹底とあわせ、幅広く情報を収集できる仕組みを創設するため、「外部通報窓口」を設置するとともに、運用ルールを明確にする等の視点より、「公益通報規程」の整備、改定を行っております。

#### ⑥監査役の職務の執行について

監査役は、取締役社長との定期的な意見交換の他、会計監査人や監査室等との連携をはかっており、監査の実効性を確保しております。また、監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役による重要な会議への出席及び取締役・使用人へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制の確保に向けた助言等も行っております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定に関する基本方針を、安定的な成長の実現に向け、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるとともに、安定的かつ継続的な配当を実施することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金 額
流 動 資 産	63, 963	流動負債	42, 341
現金及び預金	20, 419	支払手形・工事未払金等	26, 117
受取手形・完成工事未収入金等	31, 176	短 期 借 入 金	3, 303
未成工事支出金	8, 793	1年内償還予定の社債	96
商品及び製品	711	未 払 法 人 税 等	805
仕 掛 品	154	未成工事受入金	5, 647
材 料 貯 蔵 品	1, 363	完成工事補償引当金	48
そ の 他	1,601	工事損失引当金	72
貸 倒 引 当 金	△257	独占禁止法関連損失引当金	3, 269
		そ の 他	2, 980
固 定 資 産	25, 850	固 定 負 債	6, 934
有 形 固 定 資 産	20, 672	社 債	60
建物及び構築物	4,072	長期借入金	4, 450
機械装置及び運搬具	3, 938	繰延税金負債	574
土 地	12, 131	再評価に係る繰延税金負債	1,062
リース 資産	232	退職給付に係る負債	436
建設仮勘定	1	資 産 除 去 債 務	54
そ の 他	296	そ の 他	296
無 形 固 定 資 産	546	負 債 合 計	49, 275
投資その他の資産	4, 631	純資産の	1-1
投 資 有 価 証 券	3, 425	株 主 資 本	37, 110
長期貸付金	299	資 本 金	7, 584
退職給付に係る資産	190	資本剰余金	6, 957
繰 延 税 金 資 産	248	利益剰余金	22, 932
その他	545	自己株式	△363
貸倒引当金	△78	その他の包括利益累計額	2, 312
		その他有価証券評価差額金	1, 739
		土地再評価差額金	692
		退職給付に係る調整累計額	△119
		非支配株主持分	1, 115
`^r -+ ^ =!	00.010	純資産合計	40, 537
資 産 合 計	89, 813	負債純資産合計	89, 813

## 連結損益計算書

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

			********
科	目	金	額
売 上	高		103, 676
売 上	原 価		92, 897
売 上 総	利 益		10, 778
販売費及び一	般 管 理 費		7, 125
営 業	利 益		3, 653
営 業 外	収 益		
受 取	利 息	9	
受 取 配	当 金	77	
ファクタ	リング料	9	
貸 倒 引 当	金 戻 入	. 83	
受 取 保	険 金	12	
そ の	他	65	258
営 業 外	費用		
支 払	利息	. 85	
金 融 手	数	65	
訴 訟 関	連 費 用	19	
そ の		12	183
経常	利 益		3, 728
特 別	利 益		
固定資産		26	26
特 別	損 失		
固定資産		·	
独占禁止法関連損	失引当金繰入额	2, 475	
減損	損    失	0	2, 578
税 金 等 調 整 前	当期純利	益	1, 175
法人税、住民税	込及び事業	税	1, 094
法 人 税 等	調整	額	167
当 期 純	損	失	85
非支配株主に帰属			145
親会社株主に帰属		5 失	231
( 1-1 A 1-1-1 A 1-1			

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

								株	主 資	本	
					資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当	期	首	残	高		7,	584	6, 957	23, 670	△359	37, 852
当	期	変	動	額							
剰	余	金(	の配	当					△506		△506
親当			. 帰属。 失 ( /	する △ )					△231		△231
自	己;	株 式	の取	得						△4	△4
株当			の項目 額(純	ョの 額)							
当	期変	動	額合	計			-	-	△738	△4	△742
当	期	末	残	高		7,	584	6, 957	22, 932	△363	37, 110

(単位:百万円)

								\ \ \	ш. п/3/1/
					その他の包括利益累計額				純資産
				その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	非支配株主 持分	合計
当 期	首	残	高	838	692	3	1,534	988	40, 375
当 期	変	動	額						
剰 余	金	の配	当						△506
	株主 / 純 損	こ帰属で失( /	する △ )						△231
自己	株 式	の取	得						△4
1		トの項   額(純	ョの 額)	900	1	△123	777	127	904
当 期 変	変 動	額合	計	900	-	△123	777	127	161
当 期	末	残	高	1, 739	692	△119	2, 312	1, 115	40, 537

#### 連結注記表

- I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
  - 1. 連結の範囲に関する事項
    - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称 連結子会社の数 23社 主要な連結子会社の名称 ㈱アスカ、㈱東亜利根ボーリング
    - (2) 主要な非連結子会社の名称等

㈱大信舗道 他

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純 損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしてい ないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数および主要な会社等の名称 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 1社 主要な会社等の名称
  - 非連結子会社
     該当ありません。
  - ② 関連会社 機県南
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等主要な会社等の名称
  - ① 非連結子会社 ㈱大信舗道 他
  - ② 関連会社㈱ミヤギレキセイ

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期 純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、 全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

(イ)未成工事支出金 個別法に基づく原価法

(ロ)商品及び製品 総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ハ)仕 掛 品 個別法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ニ)材料貯蔵品 総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- (2) 重要な固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産
    - (イ)リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降取得の建物 (建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用して おります。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ

- いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金 …… 完成工事の瑕疵担保による補償損失に備える ため、完成工事高に前3連結会計年度の完成工事高に対する工事補償費の 発生割合を乗じた額に、将来の補償見込額を加味して計上しております。
- ③ 工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結 会計年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見 積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。
- ④ 独占禁止法関連損失引当金 …… 独占禁止法に関連した課徴金等の支払 いに備えるため、合理的に見積もれる金額を計上しております。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
  - ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定 の年数 (10年) による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処 理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により、発生した連結会計年度より費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

- (6) 重要なヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているので、特例処理 を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 …… 金利スワップ ヘッジ対象 …… 借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法 特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しておりま す。
- (7) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算 差額は損益として処理しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (表示方法の変更)

## 連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

#### Ⅱ.連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資產及び担保付債務

下記の資産は貸株による短期借入金(163百万円)の担保に供しております。 投資有価証券 174百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

32,969百万円

3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

固定資産税評価額(地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は第11号の土地 補充課税台帳に登録されている価格)に合理的な調整をして算定する方法

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額と の差額

△2,244百万円

#### Ⅲ.連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

地域	主な用途	種類	金額
全社	遊休資産	土地	0百万円

減損損失を把握するにあたり、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングをしております。

その結果、遊休資産については価値の下落が発生したため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損しております。

なお、当社グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定し、固定資産 税評価額等に基づいて算出しております。

#### Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普诵株式

5,220,023株

- 2. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額

2018年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。 普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額

506百万円

②1株当たりの配当額

100円

③基準日

2018年3月31日

④ 効力発生日

2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月27日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。 普通株式の配当に関する事項

①配当金の原資

利益剰余金

②配当金の総額

608百万円

③1株当たりの配当額

120円

④基準日

2019年3月31日

⑤ 効力発生日

2019年6月28日

#### V. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金 調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動 リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、営業管理部門が取引先の状況を適時モニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。また、連結子会社においても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主 に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役 会に報告されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払 期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかるために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各連結子会社が月次に資金繰計画を作成し、その報告に基づき、当社が全体としての資金繰りの管理を管理本部で行う方法をとっております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2) 参照)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20, 419	20, 419	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	31, 176	31, 176	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3, 105	3, 105	_
(4) 長期貸付金	299		
貸倒引当金(*)	△68		
	230	255	24
資産計	54, 931	54, 956	24
(1) 支払手形・工事未払金等	26, 117	26, 117	-
(2) 短期借入金	3, 303	3, 304	0
(3) 1年内償還予定の社債	96	95	△0
(4) 長期借入金	4, 450	4, 450	0
(5) 社債	60	59	△0
負債計	34, 027	34, 028	1
デリバティブ取引	-	-	-

(\*) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形・完成工事未収入金等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額 と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	641	3, 098	2, 457
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	11	6	△4
合	計	652	3, 105	2, 452

#### (4) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを勘案した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

#### 負債

- (1) 支払手形・工事未払金等
  - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 短期借入金、並びに(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) 1 年内償還予定の社債、並びに(5) 社債

当社グループの発行する社債は、銀行引受の固定利付社債であり、元利金の合計額を同様の 新規発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの:該当するものはありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの : ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額 又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約	約額等 うち1年超	時価	当該時価の 算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	1, 450	600	(*)	

- (\*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております (上記(4)参照)。
- (注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額168百万円)、関連会社株式(同計上額152百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

#### Ⅵ. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事業用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20~30年と見積り、割引率は1.9~2.3%を使用して資産 除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高53百万円時の経過による調整額1百万円期末残高54百万円

#### Ⅲ. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の子会社では、茨城県その他の地域において、賃貸している土地等 を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位:百万円)

当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	当連結会計年度末の 時価
1, 214	35	1, 249	1,031

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は△215百万円であります。
  - 2. 主な変動

賃貸物件への移動による増加101百万円購入による増加2百万円賃貸物件からの移動による減少△61百万円資産の償却による減少△6百万円減損損失△0百万円

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は23百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

## Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

7,778円06銭

2. 1株当たり当期純損失

45円67銭

1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純損失	231百万円
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純損失	231百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式の期中平均株式数	5,068千株

## IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流動資産	51, 588	流動負債	39, 314
現金及び預金	17, 622	支 払 手 形	5, 975
受 取 手 形	6, 601	工事未払金	8, 965
完成工事未収入金	12, 141	買 掛 金	3, 982
売 掛 金	4, 572	短 期 借 入 金	7, 222
未成工事支出金	6, 294	1年内返済予定の長期借入金	2, 408
商品及び製品	391	未 払 金	1, 559
材 料 貯 蔵 品	543	未 払 費 用	974
短 期 貸 付 金	102	未 払 法 人 税 等	323
前 払 費 用	212	未 払 消 費 税	523
未 収 入 金	898	未成工事受入金	3, 292
営業外受取手形	2, 155	完成工事補償引当金	43
そ の 他	267	工事損失引当金	72
貸 倒 引 当 金	△215	独占禁止法関連損失引当金	3, 269
		その他	702
		固定負債	5, 847
田中次主	04 005	長期借入金	4, 100
固定資産	24, 025	再評価に係る繰延税金負債	1,062
有形固定資産	17, 712	資産除去債務 繰延税金負債	40
建物及び構築物 機械装置及び運搬具	3, 480 3, 228	繰 延 税 金 負 債 長 期 預 り 保 証 金	477 128
工具、器具及び備品	249	そ の 他	38
土 地	10, 669	負債合計	45, 162
リース資産	82	純資産の	
その他	1	株主資本	28, 388
無形固定資産	482	資 本 金	7, 584
ソフトウェア	432	資本剰余金	6, 256
電話加入権	11	資本準備金	5, 619
そ の 他	38	その他資本剰余金	636
投資その他の資産	5, 831	利 益 剰 余 金	14, 911
投 資 有 価 証 券	2, 566	利 益 準 備 金	906
関係会社株式	2, 384	その他利益剰余金	14, 005
長 期 貸 付 金	295	固定資産圧縮積立金	185
長期前払費用	89	別 途 積 立 金	15, 107
会 員 権	29	繰越利益剰余金	△1, 287
前払年金費用	362	自 己 株 式	△363
そ の 他	167	評価・換算差額等	2, 063
貸倒引当金	$\triangle 65$	その他有価証券評価差額金	1, 370
		土地再評価差額金	692
	-	純資産合計	30, 451
資 産 合 計	75, 613	負債純資産合計	75, 613

## 損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

科	目	金	額
売 上	高		
完 成 工	事 高	51, 534	
製 品 売	上 高	19, 436	
その他の営	業 収 入	3, 549	74, 521
売 上 原	価		
完 成 工 事	原価	47, 526	
製品売上	原価	18, 256	
その他の	原価	2, 346	68, 129
売 上 総	利 益		
完 成 工 事	総 利 益	4, 008	
	総 利 益	1, 179	
	上 総 利 益	1, 202	6, 391
販売費及び一般	:管理費		4, 802
営 業 利	益		1, 588
営 業 外	収 益		
受 取	利 息	7	
受 取 配	当 金	234	
貸倒引当金	戻 入 額	83	
そ の	他	46	371
営 業 外	費用		
	利息	168	
金 融 手	数料	65	
訴 訟 関 連	費用	19	
そ の	他	8	261
経 常 利	益		1, 698
特 別 利	益		
固定資産	売 却 益	10	10
特 別 損	失		
固定資産	除却損	97	
独占禁止法関連損失	引当金繰入額	2, 475	
減損	損 失	0	2, 573
税引前当期	純 損 失		865
法人税、住民税及	及び事業税		305
法 人 税 等	調整額		183
当 期 純	損失		1, 354

## 株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

			株	主		資	本		
資本		資	本 剰 余	金		利 益	剰	余 金	
	資本金	金 資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		余金	利益剰余金
						固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当 期 首 残 高	7, 584	5, 619	636	6, 256	906	188	14, 807	871	16, 773
当 期 変 動 額									
別途積立金の積立							300	△300	-
剰余金の配当								△506	△506
当期純損失(△)								△1,354	△1, 354
固定資産圧縮積立金の取崩						△3		3	-
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△3	300	△2, 158	△1,861
当 期 末 残 高	7, 584	5, 619	636	6, 256	906	185	15, 107	△1, 287	14, 911

(単位:百万円)

	株主	資 本	評 価	• 換 算 差	額 等	純資産	
	自己株式	株主資本 計	その他有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計	合計	
当 期 首 残 高	△359	30, 254	467	692	1, 159	31, 414	
当 期 変 動 額							
別途積立金の積立		-				-	
剰余金の配当		△506				△506	
当期純損失(△)		△1, 354				△1, 354	
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-	
自己株式の取得	△4	$\triangle 4$				△4	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			903	-	903	903	
当期変動額合計	△4	△1,866	903	-	903	△962	
当 期 末 残 高	△363	28, 388	1,370	692	2, 063	30, 451	

<sup>(</sup>記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

#### 個別注記表

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - ② その他有価証券

時価のあるもの

決算目の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のかいもの

移動平均法による原価法

- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ① 未成工事支出金

個別法に基づく原価法 ② 商品及び製品 総平均法に基づく原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

総平均法に基づく原価法 ③ 材料貯蔵品

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産

(イ)リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降取得の建物(建物 附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備およ び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同 一の基準によっております。また、2007年3月31日以前に取得した資産につ いては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等 償却する方法によっております。

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用してお ります。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、 社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金 …… 完成工事の瑕疵担保による補償損失に備えるため、完成工事高に前3事業年度の完成工事高に対する工事補償費の発生割合を乗じた額に、将来の補償見込額を加味して計上しております。
- ③ 工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末未成工事のうち損失の発生が見込まれ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ④ 独占禁止法関連損失引当金 …… 独占禁止法に関連した課徴金等の支払い に備えるため、合理的に見積もれる金額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

### (イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定 の年数 (10年) による定額法により、発生した翌事業年度から費用処理し ております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により、発生した事業年度より費用処理しております。

なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理 計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投 資その他の資産に計上しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準は、当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### (6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているので、特例処理を 採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 …… 金利スワップ ヘッジ対象 …… 借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法 特例処理による金利スワップのみのため、有効性の評価を省略しております。
- (7) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (8) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

# (表示方法の変更)

### 貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

### 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

下記の資産は貸株による短期借入金(163百万円)の担保に供しております。 投資有価証券 174百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

26.536百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

852百万円 短期金銭債務 7,917百万円

(4) 保証債務

商取引に対する保証債務

630百万円

(5)「十地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「十地の 再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき、 事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る 繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価 差額金」として純資産の部に計上しております。

### 再評価の方法

固定資産税評価額(地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は第11号の 土地補充課税台帳に登録されている価格) に合理的な調整をして算定す る方法

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

 $\triangle 2,244$ 百万円

### 3. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高

2,450百万円

仕 入 高

8,071百万円

営業取引以外の取引高

106百万円

### (2)減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

地域	主な用途	種 類	金 額
全社	遊休資産	土地	0百万円

減損損失を把握するにあたり、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングをしております。

その結果、遊休資産については価値の下落が発生したため、当該資産の帳簿価額 を回収可能価額まで減損しております。

なお、当社の回収可能価額は、正味売却価額により測定し、固定資産税評価額等 に基づいて算出しております。

# 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 151,608株

# 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)

貸倒引当金	86百万円
未払賞与	237百万円
未払事業税	40百万円
会員権評価損	16百万円
投資有価証券評価損	263百万円
固定資産	223百万円
独占禁止法関連損失引当金	242百万円
その他	36百万円
繰延税金資産小計	1,146百万円
評価性引当額	△728百万円
繰延税金資産合計	417百万円
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	△81百万円
前払年金費用	△111百万円
その他有価証券評価差額金	△562百万円
その他	△140百万円
繰延税金負債合計	△895百万円
繰延税金負債の純額	△477百万円
(=.1>4)	

(別途)

土地再評価に係る繰延税金負債 1,062百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	$\triangle 5.6\%$
住民税均等割等	$\triangle 8.8\%$
独占禁止法関連損失引当金	$\triangle$ 87.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.5%
評価性引当額	6.1%
試験研究費等の税額控除	2.8%
その他	$\triangle 0.6\%$
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△56.5%

### 6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取 引 の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
				資金の借入	202	短期借入金	313
	㈱アスカ	所有	材料等の購入	支払利息	8	AM 7 11日 八亚	515
子会社	(M) / //	直接100	役員の兼務	商取引保証	630	_	-
1 7711				材料等の購入	5, 058	工事未払金等	682
	札幌共同アスコン(㈱ 所有 直接6	所有	有 材料等の購入	資金の借入	91	短期借入金	917
		直接65 役員の兼務		支払利息	13	が対旧八宝	917

### (取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 1. 貸付金利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。
- 3. 取引先からの要請に基づき仕入債務に対し、必要と認められる保証を行っております。
- (2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

### 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

6,008円07銭

(2) 1株当たり当期純損失

267円29銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純損失	1,354百万円
普通株式に係る当期純損失	1,354百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式の期中平均株式数	5,068千株

# 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

東亜道路工業株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原 秀 敬 印 指定有限責任社員 公認会計士 福 本 千 人 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜道路工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜道路工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

東亜道路工業株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 原 秀 敬 印 指定有限責任社員 公認会計士 福 本 千 人 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜道路工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及び その附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公 正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書 類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、 監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

# 監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する 取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)につ いて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必 要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘 すべき事項は認められません。なお、2017年2月28日に全国におけるアスファルト合材の 販売価格に関する独占禁止法違反の疑いで、2018年5月29日に改質アスファルトの販売価格に関する独占禁止法違反の疑いで、公正取引委員会の立入検査を受けております。監査 役会としましては、当社グループ全体で再発防止策及びコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しております。今後ともコンプライアンス体制の強化及び企業倫理の 徹底が図られるよう注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

東亜道路工業株式会社 監査役会

常勤社外監査役 森 信一 印

常勤監查役 野田 雅之 印

社外監查役神 洋明 印

以 上

# 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、企業体質の強化および将来の事業展開に備えるために内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様への利益還元に当たっては、中期的な利益見通しおよび投資計画、キャッシュ・フロー、財務体質などを総合的に勘案したうえで、安定的な配当に努めます。

内部留保資金につきましては、経営基盤のさらなる強化と、中・長期的視野に立った将来の事業展開への重点的な投資に活用してまいります。

当年度の親会社株主に帰属する当期純利益は231百万円の赤字となりましたが、当年度の期末配当につきましては、当初の予定どおり1株120円とさせていただきたいと存じます。

なお、2019年3月期の繰越利益剰余金の欠損を補填し、今後の経営環境の変化に対応した株主還元等の機動的な資本政策の実現を可能とするため、会社法第452条の規定に基づき、下記のとおり別途積立金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金120円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は608,209,800円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2019年6月28日といたしたいと存じます。
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
- (1)減少する剰余金の項目とその額 別涂積立金 3,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額繰越利益剰余金 3,000,000,000円

# 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は次のとおりであります。

取	締	役	候	補	者

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 新社式 株式
1	を表示 協 一 (1956年) (1972日生)	1981年4月 当社入社 2005年4月 当社東北支社工事部長 2009年4月 当社執行役員中国支社長 2012年4月 当社執行役員工務本部工事部長 2013年6月 当社取締役執行役員工務本部長、建築部長 2015年4月 当社取締役執行役員工務本部長、建築部長 2016年4月 当社取締役常務執行役員企画営業本部長、工務本部長、建築部長 2016年5月 当社取締役常務執行役員企画営業本部長、工務本部長、建築部長 2017年4月 当社取締役常務執行役員企画営業本部長、工務本部長、建築部長、製品事業本部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員技術本部長、関係事業本部長 2017年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	2,400株
	2016年には取締役営	担当 内部統制委員会委員長、コンプライアンス委員会委員長 監査室担当、経営企画室担当 理由】 事、営業部門に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有する 務執行役員に就任、2017年には代表取締役社長に就任し、強 って当社の経営にあたり、継続的な企業価値の向上に努めてま 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	とともに、
2	塩 ク 方	1983年4月 2004年4月 2010年4月 2010年4月 2012年4月 2012年4月 2012年4月 2015年4月 2015年4月 2016年6月 2016年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2018年4月 2018年4月 2018年4月 2018年4月 2018年5 2018年5 2018年4月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年7 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年7 2018年6月 2018年6月 2018年7 2018年6月 2018年7 2018年6月 2018年6月 2018年7 2018年6月 2018年7	1,600株
	務執行役員として、   た、2016年以降は、F   ります。	労働時間等設定改善委員会委員長 理由】 事部門に従事し、豊富な経験と幅広い知見を有するとともに 当社の製品事業部門、技術部門、関係事業部門を統括してお 取締役として当社の経営を担い、継続的な企業価値の向上に 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	ります。まし

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 数
3	だけ うち ねし のご 竹 内 良 彦 (1 9 5 9 年) (12月24日生)	1982年4月 当社入社 2007年4月 当社中部支社管理部長 2010年4月 当社関東支社管理部長 2014年4月 当社管理本部管理部長 2015年4月 当社管理本部管理部長、総務部長、広報室長、企業倫理推進室長 2016年4月 当社執行役員管理本部長 2016年6月 当社取締役執行役員管理本部長 2018年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2018年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2018年4月 コンプライアンス担当、リスク管理担当	1,100株
	務執行役員として、 て当社の経営を担い、		
4	***	1981年4月 当社入社 2009年4月 当社東北支社工事部長 2013年4月 当社東北支社工事部長 2016年4月 当社執行役員東北支社長、営業部長 2017年4月 当社執行役員東北支社長、営業部長 2018年4月 当社常務執行役員関東支社長 2018年6月 当社取締役常務執行役員関東支社長 担当 関連本部担当	1,200株
	務執行役員として、 は、取締役として当れ		2018年以降

	r		
候補者番 号		略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 数
5	* 大 (1 9 5 6年) (11月2日生)	1981年7月 国土道路株式会社入社 2004年10月 当社入社(合併による) 2005年4月 当社中国支社工事部長 2012年4月 当社中国支社長 2013年4月 当社執行役員中国支社長 2013年4月 当社執行役員中四国支社長 2016年4月 当社執行役員工務本部土木部長 2017年4月 当社執行役員安全環境品質本部長、工務本部土木部長 2017年6月 当社取締役執行役員安全環境品質本部長、工務本部土木部長 2018年4月 当社取締役執行役員安全環境品質本部長、工務本部土木部長 2018年4月 当社取締役執行役員工務本部長、建築部長 2019年4月 当社取締役執行役員工務本部長、建築部長 2019年4月 当社取締役執行役員工務本部長、建築部長 担当 現在に至る 担当	1,500株
	するとともに、当社 現在は執行役員とし として当社の経営を打		を歴任し、
6	高野憲二 (1946年)	1969年4月     商工組合中央金庫入庫       1996年8月     商工組合中央金庫審査第三部長       1998年9月     八重洲興産株式会社常務取締役       2009年7月     株式会社徳田練磨工作所取締役       2013年1月     同社退社       2017年6月     当社取締役       現在に至る	200株
	験も豊富なことから、 の業務執行を適切に	した理由】 機関に在籍し、財務および会計に精通されており、また、企 その高い見識と幅広い知見に基づき、今後とも独立した立 監督いただくほか、経営全般にわたり有益な助言・提言をい さ社外取締役として選任をお願いするものであります。	場から当社

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 数
7	高 田 敏 明 (1 9 4 7 年)	1975年4月 東京地方検察庁検事任官 1976年4月 熊本地方検察庁検事任官 1979年4月 名古屋地方検察庁検事任官 1981年4月 大阪地方検察庁・大阪法務局訟務部付 1986年3月 退官 1986年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 2009年4月 日本食塩製造株式会社 社外取締役 2018年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 日本食塩製造株式会社 社外取締役	0株
	【社外取締役候補者と	した理由】	

弁護士としての見識と経験、企業法務に関する相当な知見に基づく専門的な視点から、取 締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するために、独立した立場から当社の業務 執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な助言・提言をいただけるものと判 断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

また同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませ んが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと 判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 髙野憲二、高田敏明の両氏は社外取締役候補者であります。
  - 3. 社外取締役候補者に関する事項については、以下のとおりであります。
    - (1) 髙野憲二、高田敏明の両氏は東京証券取引所の定める独立役員であります。
    - (2) 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数について 髙野憲二氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって満2年 であります。

高田敏明氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって満1年 であります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は髙野憲二、高田敏明の両氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定 する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額としてお ります。

本総会において両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役3名のうち2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、 監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

監查役候補者

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位並びに重要な兼職の状況)	所有するの数 株式
1	森 信 <sup>いち</sup> (1 9 5 5年) (3月26日生)	2004年4月     株式会社横浜銀行鶴見支店長       2006年8月     株式会社横浜銀行監査部長       2007年6月     同行常勤監査役       2010年6月     ケイヒン株式会社 社外監査役       2011年6月     当社監査役       現在に至る       (重要な兼職の状況)       ケイヒン株式会社 社外監査役	600株
		した理由】 幾関に在籍し、財務及び会計に精通されており、その高い見 豆映していただくため、引き続き社外監査役として選任をお	
2	藤 笛 浩 司 (1964年) (1月22日生)	1996年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 2004年6月 株式会社大文字洋紙店 社外監査役 2017年6月 株式会社ミクリード 社外監査役 (重要な兼職の状況) 株式会社大文字洋紙店 社外監査役 株式会社大文字洋紙店 社外監査役	0株
2	経営に関する高い知識できるものと判断し、 また同氏は、過去に	した理由】 載と経験、企業法務に関する相当な知見に基づく専門的な視 載を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行 選任をお願いするものであります。 こ社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したこと より、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただ	することがはありませ

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 森 信一、藤田浩司の両氏は、社外監査役候補者であります。
  - 3. 社外監査役候補者に対する特記事項は以下のとおりであります。
  - (1) 森 信一氏は東京証券取引所の定める独立役員であります。

藤田浩司氏につきましては、本議案が承認された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定です。

- (2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について 森 信一氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって満8年であり ます。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について
  - ①当社は森 信一氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額としております。本総会において同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
  - ②候補者 藤田浩司氏が選任された場合、同氏と当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額といたします。

### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、鈴木智也氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位並びに重要な兼職の状況)	所有する 当株 芸数
鈴木智也 (1979年) (11月24日生)	2007年9月弁護士登録(第一東京弁護士会所属)2016年1月株式会社イトクロ 社外取締役現在に(重要な兼職の状況)	至る 0株
(11万24日生)	株式会社イトクロ 社外取締役	

### 【補欠の社外監査役候補者とした理由】

弁護士としての見識と経験、企業法務に関する相当な知見に基づく専門的な視点、並びに経営に関する高い知識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。

また同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 上記補欠の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 鈴木智也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
  - 3. 補欠の社外監査役候補者に対する特記事項は以下のとおりであります。
    - ・社外監査役との責任限定契約について

候補者 鈴木智也氏が社外監査役に選任された場合、同氏と当社の間で会社法第423条第 1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任 限度額は法令が規定する額といたします。

以上

### <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使 していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行 使のお手続きはいずれも不要です。

記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2019年6月26日(水曜日)の午後5時 30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等 がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
  - ・議決権行使サイト (<a href="https://evote.tr.mufg.jp/">https://evote.tr.mufg.jp/</a>) において、議決権行使書用 紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、 画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ・株主様以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容 の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮 パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご 通知いたします。

- (2) スマートフォンによる方法
  - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより 読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うこ とが可能です。

(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。 2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」および「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。 QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.(1)パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
  - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
  - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金

等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

- 三菱UFI信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
- ・電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

	〈メ	モ	欄〉
_			

# 株主総会会場ご案内図



